

## 成年後見制度について 3

### ○任意後見制度の類型について

前回は任意後見制度の概要についてお伝えしましたが、今回は、任意後見制度の3つの類型について、お伝えします。

任意後見契約の利用の仕方については、本人と任意後見受任者が任意後見契約を締結する際には、本人に判断能力が備わっていることが必要です。そこで、本人の判断能力が低下し任意後見契約に基づき任意後見人が代理権を行使するまでに、期間を要する場合と、要しない場合があります。利用の仕方は、移行型・即効型・将来型と3つに大別することができます。

#### 移行型

本人の判断能力低下前は、受任者に財産管理等の事務を委託する旨の任意代理の委任契約を締結し、本人の判断能力低下後は、任意後見監督人の選任時から任意後見受託者が代理権を行使する任意後見契約を締結することにより、本人の判断能力低下前に代理人が判断能力低下後の任意後見代理人に移行する事ができます。つまり、前者の委任契約から任意後見契約への移行は、本人の判断能力が低下した段階で、任意後見受任者の申立てにより、任意後見監督人が選任された時点で移行されることになります。

#### 即効型

軽度の認知症・知的障害・精神障害等の状態にある人も、契約締結の時点において判断能力が不十分でも意思能力を有していれば、任意後見契約を締結することが可能です。その上で、契約締結後ただちに任意後見受任者や本人の親族の申立てにより、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらえば、任意後見契約の効力を発生させることができ、契約締結の当初から任意後見人による保護を受けることができます。すでに判断能力の不十分な状態にある本人でも、法定後見による保護ではなく、任意後見による保護を選択することもできます。認知症の程度によっては、法定後見の「補助類型」に該当する場合もあり、現在では任意後見契約の即効型は、事前に専門家や家庭裁判所への相談が必要です。

#### 将来型

十分な判断能力を有する本人が契約締結時の時点では受任者に後見事務を委託せず、将来自己の判断能力が低下した時点で、初めて任意後見人による保護を受けようとする契約形態です。この契約形態の場合には、任意後見監督人が選任されるまでの間、本人と委任受託者には委任関係はありません。

(平成 24 年 10 月)